

神戸地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 被相続財産分割送付の違法確認請求事件
国側当事者・国(姫路税務署長)
令和5年7月6日却下・控訴

判 決

原告	X
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	姫路税務署長
	関 善光
同指定代理人	熊野 祐介
同	石田 隆邦
同	青木 将典
同	中村 拓史
同	鎌田 進
同	宮脇 大輔
同	初山 勲
同	松瀬 明
同	上田 裕子
同	菊地 政宏
同	美馬本 進
同	小松 啓訓
同	六辻 大士
同	富岡 幸恵

主 文

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

- 1 処分行政庁が行った還付金を分割し送金する手続の取消しを求める。
- 2 Aへ送付した還付金について送金前の状態になるよう回復を求める。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

処分行政庁は、B(以下「亡B」という。)の所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税について、その死亡後に、それぞれ減額更正処分をした上で、その結果発生した還付金(本税及び延滞税に係るもの)及び還付加算金(以下、これらを「還付金等」という。)

を、亡Bの相続人である原告及びA（以下「A」という。）に対しそれぞれ還付することとし、上記還付金の半額をAに対して還付した。

本件は、原告が、上記のAに対する還付について、処分行政庁が上記各更正処分により発生した還付金等を分割したこと及びその半額をAに対して還付したことがそれぞれ処分に当たるとした上で、これらが違法であると主張して、行政事件訴訟法3条2項の処分の取消しの訴えとして、これらの処分の取消しを求める（以下「請求1」という。）とともに、同条6項1号所定の義務付けの訴えとして、処分行政庁がAから還付金等を取り戻すことの義務付けを求める（以下「請求2」という。）事案である（原告は、給付の訴えであると主張するが、請求の内容に照らせば、義務付けの訴えであると解される。）。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実又は後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）原告等について

亡Bは、令和3年11月●日に死亡した（乙3の1）。

原告及びAは、亡Bの子であり、他に亡Bの相続人はいない（乙3の1ないし6）。

（2）亡Bに係る更正処分等について

処分行政庁は、令和4年7月7日付けで、亡Bの平成29年分、平成30年分、令和元年分、令和2年分及び令和3年分の各所得税及び復興特別所得税並びに平成29年1月1日から同年12月31日まで、平成30年1月1日から同年12月31日まで、平成31年1月1日から令和元年12月31日まで、令和2年1月1日から同年12月31日まで、令和3年1月1日から同年12月31日までの各課税期間分の消費税及び地方消費税について、それぞれ更正処分（以下「本件各更正処分」という。）をした。本件各更正処分は、原告及びAに対してそれぞれ書面により通知されており、同通知書の「差引納付すべき税額又は減少（△印）する税額」の欄には、減少する税額が記載され、それに連続して括弧内にその2分の1に当たる税額が記載されている（甲5の1、乙4の1ないし10、乙5の1ないし10）。

（3）還付金等の還付等について

処分行政庁は、本件各更正処分によって発生した還付金等（以下「本件還付金等」という。）を、国税通則法56条1項及び地方税法附則9条の7に従い、原告に対して別紙1のとおり、Aに対して別紙2のとおり、それぞれ還付することとした（以下、別紙1記載の還付金等を「本件原告還付金等」、別紙2記載の還付金等を「本件A還付金等」という。）。

処分行政庁は、令和4年7月15日、原告には同日時点で納付すべき国税等の未納があったため、地方税法附則9条の10に基づき、本件原告還付金等を上記国税等へ委託納付した（乙1、乙7）。

処分行政庁は、令和4年7月15日、本件A還付金等をC銀行のA名義の通常貯金口座に振り込む方法により還付した（甲3、乙8）。

（4）本件訴えの提起等

ア 原告は、令和4年8月8日、国税庁長官に対し、本件原告還付金等及び本件A還付金等に関して、「税務署が行った被相続財産を分配し送金した「公権力の行使」について、違法を確認する」、「被相続財産の、原状回復を求める」旨の審査請求を行った（甲1、甲2の1ないし3、乙9）。

イ 原告は、令和4年9月20日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

3 争点及び争点に対する当事者の主張

（1）本件訴えの適法性（争点1）

（原告の主張）

処分行政庁は本件還付金等を分割しAに対して送金している。被告がその手続を明らかにしないが、しかるべき行政行為に基づいて行われたものであるといえる。したがって、本件訴えは「処分」を対象とするものとして適法である。

（被告の主張）

ア 請求1について

還付金等に係る還付請求権は、法律上当然に分割され、各相続人が相続分に応じ権利を承継するから、本件還付金等に係る還付請求権は、原告及びAが相続分に応じて承継する。そして、Aに対する還付金等の還付は、取消訴訟の対象となる「処分」に当たらないから、請求1に係る訴えは不適法である。

イ 請求2について

請求2は、Aに支払った還付金等を取り戻す行為をすることの義務付けを求めるものであるところ、上記行為は、義務付けの訴えの対象となる「処分」に当たらないから、請求2に係る訴えは不適法である。

（2）本件A還付金等の還付の違法性

（原告の主張）

相続財産の処分については、相続人間で相続財産の範囲の確定及び分割協議等を経て決められるべきものである。本件還付金等は、亡Bの相続財産であるところ、処分行政庁は亡Bの相続人の同意なく相続人を特定し、本件還付金等を分割し、本件A還付金をAに還付したのであるから、この還付は違法である。

（被告の主張）

本件各更正処分による、Aに対する本件A還付金等の還付について誤払や過払の事実はない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1について

（1）本件訴えのうち請求1に係る部分の適法性

ア 本件還付金等を本件原告還付金等と本件A還付金等に分けたこと

国税の還付金等の還付請求権は性質上一身専属性を有するものとはいえないところ、同請求権が金銭給付を目的とする可分債権であることからすれば、相続人が複数ある場合は、法律上当然に分割され、各相続人が相続分に応じて権利を承継するものと解される（最高裁昭和29年4月8日第一小法廷判決・民集8巻4号819頁参照）。したがって、処分行政庁によるAに対する本件A還付金等の還付は、相続分に応じて当然に分割された本件還付金等の一部を還付したものであるべきである。

そして、抗告訴訟の対象となる「処分」とは、公権力の主体たる国又は公共団体の行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解されるところ（最高裁判所昭和39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁参照）、上記のとおり、原告の主張するよ

うな処分行政庁が本件還付金等を分割する行為は存在しないというべきである。本件各更正処分の通知書には、減少する税額の2分の1に当たる金額が併記されている（前記前提事実2（2））が、これは上記の取扱いを事実上通知する趣旨にすぎないといえるから、上記結論を左右しない。

イ Aに対し本件A還付金等を還付したこと

次に、原告は本件A還付金等の還付の取消しを求めるところ、処分行政庁によるこの還付は、本件各更正処分により確定した還付金等の支払義務を履行する行為にすぎず、公権力の主体として、還付を受ける者の権利義務を形成し又はその範囲を確定するものではないから、抗告訴訟の対象となる「処分」に当たらない。

したがって、本件訴えのうち請求1に係る部分は、取消訴訟の対象とならないものについて取消しを求める不適法な訴えである。

（2）本件訴えのうち請求2に係る部分の適法性

原告は、処分行政庁がAから本件A還付金等を取り戻すことの義務付けを求めている。

そして、上記（1）のとおり、還付金等の還付は、還付金等の支払義務を履行する行為にすぎず、公権力の主体として実体的な法律関係を発生させるものではないことを踏まえると、還付した還付金等を取り戻すことについても、単に国が有する不当利得返還請求権等を行行使するものにすぎず、公権力の主体として、還付を受けた者の権利義務を形成し又はその範囲を確定するものではないから、抗告訴訟の対象となる「処分」に当たらない（加えて、Aが本件A還付金等を受領したことにより原告の法的地位が直接左右されるわけではないことからすれば、原告が上記取戻しの義務付けを求めることについて法律上の利益（行政事件訴訟法37条の2第3項）を有するということとはできないし、上記取戻しがされないことにより原告に重大な損害が生ずるおそれがあるということもできない。）。

したがって、本件訴えのうち請求2に係る部分は、不適法な訴えである。

2 よって、本件訴えはいずれも不適法であるからこれらを却下することとし、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 龍見 昇

裁判官 鈴鹿 祥吾

裁判官 関根 隆朗

別紙1

本件原告還付金等

(単位: 円)

番 号	還付金等	税 目	年 分 課税期間	内 訳			本件上 ³ 更正処分により 減額された本税額
				本税	延滞税	還付加算金	
1	219,100	所得税等	平成29年分	218,400	700	-	436,800
2	208,600	所得税等	平成30年分	208,100	500	-	416,200
3	221,050	所得税等	令和元年分	221,050	-	-	442,100
4	328,600	所得税等	令和2年分	328,600	-	-	657,200
5	195,950	所得税等	令和3年分	195,950	-	-	391,900
6	526,350	消費税等	平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで	524,350	-	2,000	1,048,700
7	532,850	消費税等	平成30年1月1日から 平成30年12月31日まで	530,450	-	2,400	1,060,900
8	718,300	消費税等	平成31年1月1日から 令和元年12月31日まで	715,800	-	2,500	1,431,600
9	1,017,600	消費税等	令和2年1月1日から 令和2年12月31日まで	1,014,700	-	2,900	2,029,400
10	692,200	消費税等	令和3年1月1日から 令和3年12月31日まで	689,800	-	2,400	1,379,700

A
本件 還付金等

(単位:円)

番	還付金等	税目	年 分 課税期間	内 訳			B 本件更正処分により減額された本税額
				本税	延滞税	還付加算金	
1	219,100	所得税等	平成29年分	218,400	700	-	436,800
2	208,600	所得税等	平成30年分	208,100	500	-	416,200
3	221,050	所得税等	令和元年分	221,050	-	-	442,100
4	328,600	所得税等	令和2年分	328,600	-	-	657,200
5	195,950	所得税等	令和3年分	195,950	-	-	391,900
6	526,350	消費税等	平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで	524,350	-	2,000	1,048,700
7	532,850	消費税等	平成30年1月1日から 平成30年12月31日まで	530,450	-	2,400	1,060,900
8	718,300	消費税等	平成31年1月1日から 令和元年12月31日まで	715,800	-	2,500	1,431,600
9	1,017,600	消費税等	令和2年1月1日から 令和2年12月31日まで	1,014,700	-	2,900	2,029,400
10	692,200	消費税等	令和3年1月1日から 令和3年12月31日まで	689,800	-	2,400	1,379,700